

南委員長以上ヲ以テ質問終了ト認め大臣及説  
明員ノ退席ヲ求ム

(大臣及説明員退席)

其レヨリ委員間ニ於テ協議ノ結果本案ハ此ノ  
儘之ヲ可決セラシ然ルベキ旨全會一致ヲ以テ  
議決ス

仍テ南審査委員長閉會ヲ宣ス

(午後五時四十分閉會)

貴族院令中改正案貴族院ニ提出ノ件外一件第  
一回審査委員會

昭和二十年三月十二日(月曜日)宮中東三  
ノ間本院控室ニ於テ開會

出席者

鈴木議長

審査委員長

清水副議長

審査委員

桐  
密  
院

南(弘)顧問官

潮 顧問官

林 顧問官

小幡 顧問官

竹越 顧問官

三土 顧問官

南(次郎)顧問官

闕席者

審査委員

野村 顧問官

國務大臣

小磯 内閣總理大臣

大達 内務大臣

説明員

三浦 法制局長官

佐藤(基) 法制局参事官

入江 法制局参事官

佐藤(達夫) 法制局参事官

宫内法制局参事官

山崎 内務次官

區  
審  
院

灘尾内務省地方局長

古井内務省警保局長

竹内内務省管理局長

林内務書記官

門叶内務書記官

橋爪内務書記官

小林内務事務官

遠藤朝鮮總督府政務總監

筒井朝鮮總督府書記官

高橋臺灣總督府財務局長

小澤臺灣總督府書記官

増本樺太廳内政部長

船津司法省刑事局長

市川司法書記官

高田司法書記官

堀江書記官長

諸橋書記官

高辻書記官

林  
密  
附

(午前十時十分開會)

清水審査委員長開會ヲ宣ス

小磯内閣總理大臣ヨリ本案ニ件ノ提案理由ニ  
關シ説明アリ次デ三浦法制局長官ヨリ貴族院  
令中改正案ニ付大達内務大臣ヨリ衆議院議員  
選舉法中改正法律案ニ付夫々説明アリ  
南(弘)委員ヨリ

(一)外地同胞ヲ名實共ニ皇國臣民タラシムル  
ノ理念及其ノ現状ニ關シ當局ノ所見ヲ求メ  
小磯内閣總理大臣ヨリ皇國臣民化ノ本體ハ

國體ノ本義ニ徹セシムルニ在リ此ノ點ヨリ  
檢討セバ朝鮮臺灣共ニ舊慣棄テ難キモノア  
リトスルモ歷代總督ノ努力ニ依リ逐次皇化  
ノ道程ヲ辿リツツアリ其ノ現状ハ朝鮮臺灣  
在在内地人ハ在來ノ朝鮮人臺灣人ヲ指導ス  
ベキ中核體タルベカリシニ動モスレバ現地  
ノ在來住民ヲ劣等視シ低級ナル優越感ヲ所  
在ニ發揮シ寧ろ反感ヲ招キタル事例少カラ  
ザリシモ逐次是正セラレツツアルト共ニ外  
地同胞ノ志願兵國民學校兒童等ノ言動家庭

ニ浸潤シ一般ニ良キ影響ヲ與ヘツツアリ中  
ニハ外地同胞ニシテ國體ノ本義ヲ高唱シ伊  
勢神宮參拜者多キヲ加フル等内地人ヲ瞠若  
タラシムルモノアルモ高等學府ノ學生中ニ  
ハ往々ニシテ内地人ノ優越感ニ對スル反目  
ヨリ不逞ノ思想ヲ抱クモノナシトセズ唯之  
ヲ概言スレバ皇國臣民化ノ途上ニ在リト稱  
シ得ルベキ旨

(二) 皇國臣民化ノ要件ハ正ニ國體ノ本義ニ徹  
セシムルニ在リト雖モ事ハ内地人ニ對シテ

モ爾ノ簡單ナルコトニ非ザレバ領臺以來僅  
々<sup>半</sup>世紀ニ足ラズ義務教育制實施セラレテ  
僅ニ二年ノ短時日ニ於テ外地人が我が國體  
ノ精神ニ徹シタリト稱シ得ザルベク外地住  
民ノ就學率及國語普及ノ現況(國語ヲ解スル  
モノ朝鮮ニ於テハ百人中僅カニ二十二人)ヲ  
以テ觀レバ之ヲ以テ皇國臣民タルノ資質向  
上シタリト爲スヲ得ズ然レバ資質ノ向上ヲ  
以テ本案ヲ必要トスルノ理由ト爲スハ相當  
危險ナルベク專ラ本案ヲ以テ皇國臣民タル

ノ素質ヲ向上セシムルノ資ト爲サントスル  
政治上ノ理由ニ於テ始メテ之ニ同意ヲ表シ  
得ベシトシ政府ノ所見ヲ訊シ小磯内閣總理  
大臣ヨリ外地住民ガ皇國臣民ニ透徹シタリ  
ト斷ジ得ザルベキモ第一ノ理由ト第二ノ政  
治的理由ト相伴ツテ本案提出ノ理由タルベ  
キ旨

(三)由來朝鮮ニ於テハ衆議院議員選舉法ノ施  
行ヲ望ミ來リタルガ臺灣ニ於テハ昭和九年  
時ノ總督ノ要請ニ依リ其ノ運動ヲ打切ルニ

至ル迄概ネ臺灣議會設置ノ請願ヲ爲シ來リ  
タル所ナレバ本案措置ニ對スル臺灣島民ノ  
意向ニ付些カ疑念アリトシ當局ノ所見ヲ求  
メ小磯内閣總理大臣ヨリ研究ノ當初朝鮮臺  
灣ニ議會ヲ置キ茲ニ於テ政治訓練ヲ施シ然  
ル後本國議會ニ參與セシムルヲ可トスルノ  
論ナキニ非ザリシガ一視同仁ノ聖旨ニ鑑ミ  
不適當ナリトノ論決ヲ以テ本案ニ歸著シタ  
ル旨

(四)朝鮮臺灣ノ自治制ニ對スル所見如何ヲ訊



シ小磯内閣總理大臣ヨリ兩地ノ地方制度ニ  
關シテハ本案ト同時ニ完全ナル自治制度ト  
爲スコトナク漸進主義ヲ以テ現地ノ實情ニ  
應ジ逐次之ヲ實現スベキ旨

(五) 本文中貴族院關係ノ施行期ハ即日衆議院  
關係ノ施行期ハ次ノ總選舉ヨリトシタル理  
由ヲ問ヒ外地同胞ノ參政權ハ始メ貴族院ニ  
限リ次テ衆議院ニ及ボスヲ可トセザルカラ  
訊シ小磯内閣總理大臣ヨリ前段ニ付テハ兩  
案ノ施行ヲ速カナラシムルノ見地ヲ以テ實

際上都合ヨキ時期ヲ採リタル旨後段ニ付テ  
ハ現戰局下一億同胞ノ總力ヲ結集シ國體護  
持ニ邁進セシムルノ要アルニ由リ兩院併セ  
テ帝國議會ニ參與セシメント念慮スル旨  
(六) 本案決定後ニ於テ外地同胞ヲ從前ノ所謂  
勅選議員ニ奏請スルヤ否ヲ問ヒ小磯内閣總  
理大臣ヨリ現ニ朝鮮同胞ヨリ勅選セラレタ  
ル一名ハ其ノ儘トスル外眞ニ奏請ノ要アリ  
ト信ズル者ハ本案ニ拘束セラレズ別途其ノ  
途ヲ講ズベキ旨 夫々答辯アリ

潮委員ヨリ

(一) 本案ハ朝鮮及臺灣在住民政治處遇調査會ノ答申其ノ儘ヲ採リタルガ之ヲ以テ一應外地在住民參政權ノ問題ヲ解決シタルモノト思料スルヤ或ハ未ダ外地在住民ノ満足ヲ得ルニ至ラズ之ヲ以テ今後參政權ノ擴張要求ヲ熾烈化セシムルノ懸念アリト思料スルヤヲ訊シ小磯内閣總理大臣ヨリ隴ヲ得テ蜀ヲ望ムノ懸念絶無トナシ得ザルベキモ總督府ノ指導宜シキヲ得レバ其ノ間大ナル懸念ナ

シト思料スル旨

(二) 内地ニ於ケル憲政ノ實績必ズシモ良好ナラザルニ由テ觀レバ本案ト相伴テ政治教育上ノ組織ヲ講ズルノ要アルベシトシ當局ノ所見ヲ求メ小磯内閣總理大臣ヨリ新制度ノ布カレントスル朝鮮、臺灣ハ言ハツ白紙ノ状態ナルニ由リ指導宜シキヲ制スレバ其ノ效果亦顯著ナリト思料セララルヲ以テ住民ノ政治教育ニ關シ兩總督府ニ於テ遺漏ナカラシムベキ旨



(休憩 午後零時二十分乃至同一時四十分)

(三)内地人ノ有識者、就中教育者、政治家中ニハ  
一視同仁ノ實ヲ踐マザル例ナシトセズ、官界  
ニ於テモ外地在住者ノ採用、昇進ニ付適當ナ  
ラザルモノアルヲ以テ特ニ當局ノ指導誘掖  
ヲ要スト爲シ當局ノ之ニ對スル所見ヲ求メ  
小磯内閣總理大臣ヨリ舊弊ハ是正スベク官  
界ニ於ケル外地在住者ノ採用及昇進ハ近時  
殊ニ積極化シツツアル旨

(四)本案ト制令、律令ノ制定權トノ關係ヲ問ヒ

小磯内閣總理大臣ヨリ理論上ハ本案ニ由リ  
綜合行政ニ影響ヲ受ケ法權ノ統一、制律ノ撤  
廢等問題ト爲ルベキモ未ダ内地ヲ同一ニ  
取扱フノ域ニ達セザレバ少クモ當分現實ノ  
實情ニ即シ總督政治ヲ存置スベク從テ制令  
律令ノ制定權モ其ノ儘存續セシムベキ旨、三  
浦法制局長官ヨリ制令及律令ノ制定權ハ次  
ノ總選舉ヲ期トシテ實現セラルベキ兩院參  
加ノ時期ニ於テ之ヲ制限スベク即チ此ノ期  
ニ於テ法律ヲ鮮臺兩地ニ其ノ儘施行シ當時

存在スル制令及律令ハ特ニ重要ナルモノニ  
限リ立法ノ形式ニ於テ之ヲ改正スル外逐次  
必要ニ應ジテ調整スベキ旨 夫々答辯アリ  
林委員ヨリ

(一)朝鮮人ノ思想傾向ヲ懸念其ノ實相ヲ訊シ  
小磯内閣總理大臣ヨリ資質向上ハ一般的事  
實ナルガ一面觀ヨリスレバ非常ニ良キ部面  
ト非常ニ惡キ部面トアリ後者ニ付テハ指導  
者ニ人選宜シキヲ得テ逐次改善スベキ旨  
(二)法權不統一ノ爲同一ノ事案ニ對シ大審院

ハ無罪トシ朝鮮ノ高等法院ハ有罪トスルガ  
如キ事例アリ(例請員ニ因ム談合事件)之ヲ是  
正スル爲ニハ法權ヲ統一スルノ外ナシトシ  
當局ノ所見ヲ求メ小磯内閣總理大臣ヨリ由  
來ノ問題ナルガ未ダ本案ト同時ニ解決スル  
コト困難ナルモ將來ハ當然之ガ實現ヲ圖ル  
ベキ旨 夫々答辯アリ

三土委員ヨリ

(一)植民地統治ノ根本方針ニ關シ外地住民ヲ  
國體ノ本義ニ徹セシムルハ極メテ困難ニシ

テ之ヲ強フレバ外形ヲ糊塗シテ却テ反感ヲ  
招クモノアリ寧ろ産業、經濟ニ安定ヲ與フル  
等幸福ナル生活ヲ保障シ順次之ヲ同化スル  
ヲ可トストシ政府ノ所見ヲ求メ小磯内閣總  
理大臣ヨリ臺灣ハ姑ク措キ朝鮮ニ付テハ上  
古素戔鳴尊が同地ニ根據ヲ置キ皇統ノ御思  
想ヲ以テ之ヲ統治セラレタルハ略シ想像シ  
得ル所ナレバ朝鮮人ヲシテ國體ノ本義ニ徹  
セシムルハ可能且必然ナリト思料スル旨  
(二)外地在住同胞議員二十八人ハ將來政黨間

ニ介在シテ所謂キヤステイニング・ボートヲ握  
リ爲ニ其ノ參政權擴張ノ要求ヲ助長シ漸次  
之ガ員數ヲ増加スルノ結果ヲ來スベシトシ  
當局ノ見透如何ヲ問ヒ小磯内閣總理大臣ヨ  
リ目下ノ處二十八人が合同一團體ヲ形成シ  
テ活動スルコトナカルベキモ假ニ將來員數  
増加ノ際ハ日本人トシテノ資質モ亦向上ス  
ベク畢竟懸念ノ要ナカルベシト思料スル旨  
夫々答辯アリ

南(弘)委員ヨリ

(イ) 貴族院關係議案ニ關シ

(一) 議員タルノ資格トシテ一部道會議員及州會議員ノ學校名望ヲ要件トスルニ反シ本案議員ニ付テハ單ニ名望ノミヲ掲ゲ學識ヲ加ヘザル理由ヲ問ヒ併セテ議員タルノ後名望ヲ害スルガ如キ事實アリタルトキノ影響如何ヲ訊シ三浦法制局長官ヨリ現ニ所謂勅選議員ノ資格要件中ニ「學識」ノ語アリ此レ固ヨリ碩學ノ類ヲ指スモ同一ノ用語ヲ以テ意義ヲ異ニスルハ妥當ナラザルノミナラズ本

案議員ノ候補者タルベキ者ハ大体名望ノミヲ以テ足ルベク而シテ名望ハ勅任ノ際ノ要件ニ止マル旨

(二) 議員ノ定數ニ付之ヲ十人以内トシタル理由ヲ問ヒ三浦法制局長官ヨリ朝鮮、臺灣兩當局ノ政治的觀點ヲ尊重シ旁々朝鮮及臺灣在住民政治處遇調査會ノ答申ニモ順應シタルモノニシテ之ヲ朝鮮、臺灣兩地ニ書キ分ケザリシハ朝鮮人、臺灣人ノ代表者ナルガ如キ形ヲ避ケタシトノ顧慮及其ノ比率ヲ云々スル

コトナカラシメンガ爲ノ念慮ニ出ヅルモノ  
ニシテ運用上ハ七三ノ割合ト爲スモノナル  
旨

(三) 貴族院令ノ現行規定上所謂勅選議員ノ如  
ク選舉ニ係ハラザルモノニ付テハ任期ヲ附  
サツルヲ一般トスルニ反シ本案ノ勅任議員  
ニ付任期ヲ設クル所以ヲ訊シ大達内務大臣  
ヨリ現行制度上外地在住者が貴族院議員ト  
リ得ザルハ多額納税者議員ニ限ラシ而モ之  
ヲ外地ニ及ボスコトトスルトキハ内地人が

多く選出セラルベク外地在住者ノ政治處遇  
ヲ改善セントスルノ目的ヲ達セザルノ虞ア  
ルニ由リ名望ノ要件ヲ以テ地方ノ豪族ヲ撰  
ビ多額納税者議員ニ代ル制度トシテ七年ノ  
任期ヲ附シタル旨

(四) 衆議院關係議案ニ關シ

(四) 選舉資格ノ制限標準ニ付異民族ヲ對照ト  
スル以上教育程度ヲ加味スルヲ適當トセザ  
ルカヲ問ヒ大達内務大臣ヨリ教育程度國語  
理解程度等ニ依ルノ案ナキニ非ザリシモ結



局選舉權ノ制限標準トシテノ通念ニ從ヒ且  
實際ノ便宜ニ考ヘ納稅程度ニ依ルコトトシ  
タル旨

(五)納稅制限十五圓ヲ以テスレバ有權者ノ概  
數朝鮮ハ五十八萬餘臺灣ハ三十二萬餘アリ  
テ臺灣ハ朝鮮ノ半數以上ヲ占ムルニ拘ラズ  
本案ニ於ケル議員ノ數ハ二十三對五ニシテ  
甚シキ不均衡アリトシ之ヲ是正スルノ要ナ  
キカヲ問ヒ大連内務大臣ヨリ議員一ニ對ス  
ル有效者數朝鮮ニ在リテハ二萬二千臺灣ニ

在リテハ六萬(内地ニ在リテハ三萬一千)ノ割  
合トナルガ是レ朝鮮人ノ財力弱ク臺灣人ノ  
財力强キニ因ルモノニシテ選舉法上衆議院  
議員ハ民衆ノ代表ナルガ故ニ有權者ニ基礎  
ヲトリ議員數ヲ定ムルハ妥當ヲ缺キ專ラ人  
口割ニ依ラザルベカラズ而シテ人口ニ依ル  
トキハ二十三對六ト爲リ臺灣ハ沖繩ガ五十  
ルニモ鑑ミ六トスルヲ可トスルモ具體的ニ  
ハ臺灣ガ五州ニシテ選舉區モ亦五トスルヲ  
適當トスルニ由リ結局五ニ歸著シタル旨

(六)被選舉權ノ資格ニ付輸入候補ヲ排スベク  
セメテ一年程度ノ居住制限ヲ置クヲ可トス  
ベシトシ大達内務大臣ヨリ被選舉權ニ對ス  
ル特例的差別的制限ヲ附セザルヲ可トスル  
ノ見地ヨリ内地ト同様トシ別段ノ制限ヲ設  
ケザリシモ上海等ヨリ歸來シタル不逞ノ徒  
ガ直ニ當選スルガ如キ懸念ニ對シテハ別途  
當選ヲ希望セザル意圖ヲ以テ考慮スベキ旨  
夫々答辯アリ

右終テ委員長ハ本日ハ之迄トシ閉會ヲ宣ス

(午後四時二十分閉會)

貴族院令中改正案貴族院ニ提出ノ件外一件第  
二回審査委員會

昭和二十年三月十三日(火曜日)宮中東三  
、間本院控室ニ於テ開會

出席者

鈴木議長

審査委員長

清水副議長

審査委員

南(弘)顧問官

潮 顧問官

林 顧問官

小幡 顧問官

竹越 顧問官

三土 顧問官

南(郎次)顧問官

闕席者

審査委員

野村 顧問官

國務大臣

小磯 内閣總理大臣

大達 内務大臣

説明員

三浦 法制局長官

佐藤基 法制局参事官

入江 法制局参事官

佐藤(達夫) 法制局参事官

宮内 法制局参事官

山崎 内務次官

灘尾内務省地方局長

古井内務省警保局長

竹内内務省管理局長

林内務書記官

門叶内務書記官

橋爪内務書記官

小林内務事務官

遠藤朝鮮總督府政務總監

筒井朝鮮總督府書記官

高橋臺灣總督府財務局長

小澤臺灣總督府書記官

増本樺太廳内政部長

船津司法省刑事局長

市川司法書記官

高田司法事務官

堀江書記官長

諸橋書記官

高辻書記官



午前十時十分開會

清水審査委員長開會ヲ宣シ貴族院關係議案ヲ  
議題ニ供ス

潮委員ヨリ

(一)議員ノ資格要件ニ付通常ノ用例タル住居  
ノ語ヲ用ヒズ在任ノ語ヲ用ヒタル理由ヲ問  
ヒ三浦法制局長官ヨリ右ハ朝鮮及台灣ノ人  
々ヲ帝國議會ニ參與セシムルヲ主眼トシ然  
モ之ヲ民族的代表ト爲サシメザルヤウ苦慮  
シタル點ニシテ從來ノ外地關係諸規定ニ存

スル在任ノ語ヲトリ之ニ多年繼續セル居住  
ノ意ヲ含マシメント意圖シタルモノニシテ  
其ノ期間ニ付テハ之ヲ勅命(施行令等)ニ明示  
スルガ如キコトナキモ内閣ニ於テ一定ノ基  
準ヲ設クベキ旨

(二)名望ノ認定ニ付民意ヲ反映セシムルノ措  
置及任期滿了ノ後ニ於ケル再任ノ能否ヲ問  
ヒ三浦法制局長官ヨリ名望ニ付テハ政府ニ  
於テ一定ノ基準ヲ設ケ審査ナル考慮ノ下ニ  
之ヲ認定スベク任期滿了ノ後ニ於テモ之ヲ

再任スルハ妨ナキ旨

(三)十人ノ定數ニ付朝鮮、臺灣ノ内譯及之ヲ將來ニ維持スル方途ヲ問ヒ三浦法制局長官ヨリ立法ノ主眼點ハ外地在住民ノ政治處過改善ナルモ立法ニ當リ内地人ヲ排斥スル制度トスルハ妥當ヲ缺クモノアルニ由リ規定上ニ於テ之ガ調和ヲ圖リ運用上ニ於テ立案趣旨ニ添フコトト爲スベク而シテ朝鮮、臺灣ノ内譯ハセ、三トシ此ノ比率ハ將來ニ宣リ徒ニ動クコトナキ様慎重ナル用意ヲ爲スベキ旨

夫々答辯アリ

林委員ヨリ多額納稅者議員制度ヲ今回樺太ニ及ボシメントスル理由ヲ問ヒ山崎内務次官ヨリ樺太ニ付テハ既ニ從來ヨリノ懸案ニシテ然モ同地ハ曩ニ内地ニ編入セラレタルモノナレバ此ノ際之ヲ解決スルコトトシタル旨説明アリ

南(次)委員ヨリ朝鮮ハ歴史古ク相當數ノ名門存スルヲ以テ勅任議員ノ定數ハ十五人トスルヲ可トスベシトシ當局ノ所見ヲ求メ三浦法制局

長官ヨリ本案勅任議員ノ定數ハ衆議院議員ノ定數ト併ニ考慮セザルベカラズ前者ヲ増員セバ後者モ亦増員スルノ要アル爲ノ關係上此ノ程度ニ歸シタルモノニシテ眞ニ國家ニ勲勞アリタル者ハ別途運用ノ妙ヲ以テ善處スルノ途アル旨答辯アリ

次テ清水委員長ハ衆議院關係議案ヲ議題ニ供ス

南弘委員ハ逐條的質問ヲ爲シ夫々説明員ヨリ答辯アリ

潮委員ヨリ

(一)外地ニ付テハ不在投票選舉運動選舉取締罰則等特例ヲ設クルノ要アルベシトシ山崎内務次官ヨリ外地當局ノ意見モアリ結論トシテハ本案ニ設ケタル特例ノ程度ヲ以テ實行可能ト認メタルモノナルガ省令範圍ニ於テハ相當ノ特例ヲ設クベキ旨

(二)選舉資格タル直接國稅ノ定額ヲ引下ケ多數人ヲシテ選舉ノ一端ニ參與セシムベク間接選舉ノ方法ヲ執ルヲ可トセザルカヲ問ヒ

山崎内務次官ヨリ間接選舉ハ制度複雑ヲ來  
スベク現制ノ道會議員及州會議員ヲ選舉ノ  
母體トスルモ一案ナルガ官選議員ノ關係モ  
アリ直ニ之ヲ用フルコト難キヲ以テ直  
簡明ニシテ政治的効果アル直接選舉ヲトルコ  
トトシタル旨而シテ直接國稅ノ定額ヲ十五  
圓ト定メタルハ地方議會ノ有権者ニ照シテ  
五圓トシテ得ラルル有権者數ガ適當ナリト  
考慮セラレタルニ由ル旨

(三)選舉區域ニ付一人一區ノ小選舉區制ヲト

リタル理由及臺灣蕃社ノ取扱如何ヲ問ヒ山  
崎内務次官ヨリ面積及交通關係ニ鑑ミ一人  
一區ノ選舉區トシタル旨、蕃地ニ付テハ臺灣  
稅制ガ施行セラレズ從テ高砂族等ニハ選舉  
權ガ及バザルモ其ノ區域ニ居住スル内地人  
ニハ適用アリ尤モ其ノ數僅カニ千四百人ナ  
レバ施行上些シタル支障ナシト思料セラル  
ルノミナラズ法第百四十六條ノ規定ニ依リ  
勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スベキ旨 夫々答  
辯アリ

林委員ヨリ本案第四百十條ノニニ關シ内臺又ハ内鮮間ニ於テ判例ヲ知ルニ至ル間別箇ノ判決ヲ下スノ懸念ナキニ非ザレバ速ニ法權ノ統一ヲ圖ルノ要アリトシ松阪司法大臣ヨリ其ノ懸念ナキニ非ザルガ故ニ判決ハ急速ニ通知セシムル様措置シ其ノ間誤ナキヲ期スベク法權統一ノ問題ハ成ルベク早キ機會ニ於テ之ヲ解決シタキ旨答辯アリ

三上委員ヨリ本案第五百十四條所定ノ特別規定ノ内容ヲ訊シ山崎内務次官ヨリ選舉費用ハ

定額ノ倍、選舉委員及勞務者ハ定員ノ五割増トスル意圖ナル旨説明アリ

南<sup>次郎</sup>委員ヨリ

(一) 選舉權ハ單ニ直接國稅ノ定額ヲ納ムル者ニ止メズ皇國臣民化ノ一助ニ資シ且一層大東亞戰爭ニ協力セシムル爲兵役義務ヲ果シタル者ニモ亦賦與シテハ如何ヲ問ヒ山崎内務次官ヨリ外地住民ノ皇民化ノ一點ヨリ考慮セバ選舉權者トシテ兵役義務ヲ果シタル者ヲ優先的ニ考慮スベキハ當然ナルガ他面



外地住民ノ政治處過ノ觀點ヨリシテ選舉權者ヲ多クスルノ必要モアリ又選舉權ガ兵役義務ノ代償ト爲ルガ如キ疑ヲ生ズルノ餘地モ存スルニ依リ結局納税ノ一點ニ止メタル旨

(二)皇民化ノ向上ト現下ノ戰爭ニ對スル協力トヲ以テ參政權ヲ與ヘントスル以上ハ更ニ衆議院議員ノ定數ヲ朝鮮關係ニ付五名増加シ二十八名トスルヲ適當トセズヤヲ訊シ山崎内務次官ヨリ定數ニ付テハ最モ問題多ク

政治處過ノ觀點ヨリスレバ之ヲ多數ニスルヲ可トスルモ教育其ノ他現地ノ實情及將來ニ於ケル議會ノ運営ニ考ヘ之ニ一定ノ制限ヲ附スルモ己ムヲ得ズ結局本案程度ヲ相當ト認メタル旨

(三)獨特ノ歴史ヲ持ツ異民族ノ統治上總督ヲ信賴セシムルハ最モ緊要ニシテ選舉行政ニ付内務大臣ガ總督ヲ指揮監督スルガ如キハ總督政治ヲ在置スル以上絶對ニ排スベシトニ當局ノ反省ヲ求メタルニ對シ山崎内務次

官ヨリ選舉ハ議會ノ構成ニ關スル重要事項ニシテ之ガ執行ノ責任者ガ内務大臣及兩總督ノミニ分ルルハ不都合ナレバ内務大臣ノミヲ責任者トシ從テ選舉ニ關シテ總督ヲ指揮監督スルノ建前ト爲リタル旨、遠藤朝鮮總督府政務總監ヨリ内務大臣ノ指揮監督ハ選舉事務ノミニ關シ之ヲ以テ總督ノ威信傷ツクコトナシト思料セラレ關係勅令整備ノ際ハ總督ヨリ諭告ヲ發スル等善後ノ措置ヲ講ズベキ旨 夫々答辯アリ

三土委員ヨリ本案ノ貴族院議員十人中ニハ法文上内地人モ入り得ルモノノ如キモ事實ニ於テハ鮮臺人ヲ選ブモノナリヤ否ヲ問ヒ小磯内閣總理大臣ヨリ本案ハ朝鮮人及臺灣人ニ對シ參政權ヲ賦與セントスルモノナルガ故ニ氣構トシテハ將來トモ内地人ヲ入ルルコトヲ考慮セザルモ各種ノ事情ニ依リ内地人が加ハルコト絶對ニナシト斷シ得ズ斯ノ如キ場合アリトスルモ其ノ大部分ハ土著ノ人ナルコトハ明ナル旨ヲ答フ 之ニ對シ南(弘)委員ヨリ本案ノ立

立案趣旨ニ鑑ミ右辯明ハ諒解ニ難キ旨所見ノ  
開陳アリ

次テ小磯内閣總理大臣ヨリ本案ノ立案ニ當リ  
朝鮮ノ王公族ニ關シ考究シタル所ニ付説明ア  
リ即チ王公族ニ對シテハ韓國併合ニ際シ特殊  
ノ詔勅アリ即チ其皇室各員ハ併合ノ後ト雖モ  
相當ノ優遇ヲ受クベクトアリタルガ相當ノト  
アルヲ以テ觀シバ必ズシモ其ノ待遇ヲ我が皇  
族ト同一ニスルヲ要スルノ趣旨ト解シ得ザレ  
バ之ヲ貴族院議員ト爲サニガ爲不磨ノ大典夕

ル憲法ヲ改正スルニ及バザルベク又之ヲ内閣  
總理大臣ガ勅選議員ニ奏請スルモ不敬ニ亘ル  
ベシト思料セラレ結局特ニ貴族院議員ト爲ス  
ノ途ヲ開クコトナク只特殊ノ思召アラバ其ノ  
コトト致シタキ旨ヲ陳ブ  
右終テ委員長ハ質問終了ト認め大臣及説明員  
ノ退席ヲ求ム

(大臣及説明員退席)

其レヨリ委員間ニ於テ協議ノ結果本案ノ貴族  
院議員十人ハ總テ鮮臺人ニ限ラルルモト解

シ本案ハ此ノ儘可決セラレ然ルベキ旨全會一  
致ヲ以テ議決ス

仍テ清水委員長閉會ヲ宣ス

（午後四時二十分閉會）

戰時行政職權特例第六條ニ規定スル廳府縣長  
官ノ官等々ノ特例ニ關スル件審査委員會

昭和二十年三月二十八日（水曜日）宮中東  
三ノ間本院控室ニ於テ開會

出席者

鈴木議長

清水副議長

審査委員長

窪田顧問官